

平成 23 年（2011 年）10 月 12 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

## 平 成 24 年 度 予 算 の 編 成 に つ い て

平成 24 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分にご理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

### 記

#### 第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の現下の経済状況を概観すると、欧米の景気下振れ懸念等を背景に、円高が急速に進行しており、今年 3 月に発生した東日本大震災や原子力災害に追い打ちをかける形で、国民や企業の先行きに対する不安が高まっている。

そうした中、札幌市の経済状況は、個人消費など一部で持ち直しの傾向が続いているほか、震災の影響で大きく落ち込んでいた観光客数も着実に回復傾向にあるものの、雇用情勢の停滞や企業の景況感の悪化など全体としては、依然として厳しい状況にある。

こうした状況のもと、国は、「財政運営戦略」において、地方の一般財源総額を平成 23 年度から平成 25 年度の間、22 年度の水準を下回らないよう、同水準を確保することを示している一方で、財政健全化目標の達成に向け、地方公共団体に対しても財政の健全な運営に努めるよう要請している。また、当面の財政運営に当たっては、東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束並びに震災と世界的な金融経済危機に直面しているわが国経済社会の再生を最優先課題としており、国全体で多額の財源が必要となることから、先々の見通しは極めて不透明な状況となっている。

札幌市の財政状況に目を転じると、財政運営の弾力性や自由度を示す経常収支比率は昨年よりやや好転したものの、依然として極めて高い水準にあるほか、本年 5 月に公表した中期財政見通しでは、扶助費の増などを要因として、平成 24 年度から平成 26 年度までの合計で 337 億円の財源不足が発生する見通しである。

加えて、公共施設の大量更新の到来など様々な行政課題に確実に対応するため、これまで減少基調で推移してきた一般会計の市債残高が増加に転じることが想定されることなどから、「行財政改革推進プラン（案）」に掲げる取組項目の着実な実施とともに、従前にも増して、

財政の硬直化を防ぎ、将来の世代に対する責任を果たす持続可能な財政運営を目指す必要がある。

## 第2 予算編成の基本的考え方

札幌市を取り巻く厳しい経済状況や財政見通しを踏まえ、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変える」という基本方針に沿って、よりメリハリをつけた予算編成を行う。したがって、各局においては、単純な事業費の一律のカットなどは避け、下記に掲げる基本的な考え方に沿って、局マネジメント機能を発揮しながら、事務事業の見直しや再構築を市民の目に見えるかたちで実施する。また、より効率的・効果的な事業展開を図ることが求められていることから、職員一人ひとりが札幌市の厳しい財政状況をあらためて認識し、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するために他部局等との連携を一層進めるとともに、事務事業の抜本的な再構築に取り組む。

### 1 「さっぽろ元気ビジョン第3ステージ～北の希望都市・札幌を目指して～」の実現

平成24年度予算は、市長の3期目において初めて編成する本格予算であり、「さっぽろ元気ビジョン第3ステージ～北の希望都市・札幌を目指して～」の実現に向けた確かな一歩を市民が実感できる予算編成を目指す。

### 2 「行財政改革推進プラン（案）」「第3次札幌新まちづくり計画（案）」の着実な実施

「行財政改革推進プラン（案）」に基づく、事務事業の見直しや収納率の向上、受益者負担の適正化等の取組の実施により、所要の財源を確保し、「第3次札幌新まちづくり計画（案）」の事業を着実に実施する。

### 3 予算編成プロセスの公開の一層の充実

市民に対する説明責任を果たし予算編成に対する市民の信頼の確保や編成過程の透明化を進めるため、これまで局単位に公開していた「予算要求の概要」を、全市的観点による政策目的単位でまとめたものに変更するとともに、査定内容や論点について段階を追って公表する。

また、より多くの市民、とりわけ将来を担う子ども達に市政への関心を持ってもらうため、子ども議会の活用や学校との連携など、子ども達に対してもわかりやすい情報発信に努める。

## 第3 予算編成にあたっての留意事項

### 1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成23年度の決算見込み、国の概算要求、社

会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて収納率向上対策連絡協議会が別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

#### (1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、「行財政改革推進プラン（案）」の趣旨を踏まえて、より一層の向上に向け鋭意努力すること。

#### (2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

特に「行財政改革推進プラン（案）」において、料金改定や減免の見直しを検討することとした項目については、方針に従い予算に反映させること。

また、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

#### (3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、国の補助事業に関しては一括交付金化されていることから、事業実施に必要な額の確保について働きかけること。

また、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

#### (4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、「行財政改革推進プラン（案）」に沿って、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

## (5) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。また、公共事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における23年度予算額を上限とする。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部総務資金課に事前協議のうえ見積もること。

## 2 歳出について

平成24年度においては、「第3次札幌新まちづくり計画（案）」に位置付けられた事業など全市的観点からの政策判断を必要とする特に重要な事業に重点的に取り組むとともに、市民に対する判りやすい予算編成を進めるため、新たな要求区分を設ける。

また、局マネジメントの一層の推進と事業の再構築の観点から、局マネジメント枠を設定するので、各局においては、従前より継続して実施している事業についても、「行財政改革推進プラン（案）」や下記の4つの視点に沿って、ゼロベースからの見直しを行い、よりメリハリのついた予算要求とすること。

### ○ 4つの見直し視点

#### 視点① 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

#### 視点② 担い手

民間事業者や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適切ではないか。

#### 視点③ 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担（注）を再検証する必要があるかないか。

#### 視点④ 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

## (1) 要求区分

### ア 「まちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）」

「第3次札幌新まちづくり計画（案）」に位置付けられた事業等、全市的観点からの政策判断を必要とする特に重要な事業に係る経費のうち、各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

- (ア) 第3次札幌新まちづくり計画（案）に基づく新規・レベルアップ事業
- (イ) 貸付金（第3次新まちづくり計画（案）に基づく事業など）
- (ウ) 他会計繰出金（事務費等を除く）
- (エ) 事務事業見直しインセンティブ制度を活用した事業費
- (オ) 土地売却を前提とした建物解体費や使用料手数料の値上げに伴う市民周知等に係る事

業費など、行財政改革推進プラン実施にあたって必要となる経費

- (カ) 23年度配分外経費のうち、施設建設等の一時的事業
- (キ) 重点分野雇用創造事業
- (ク) 法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や、市長副市長会議で決定された事業等財政部が指定する事業

#### イ「義務的経費等」

経常的な支出を要する義務的な事業に係る経費のうち、各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

- (ア) 職員費、議員報酬等、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬、並びに札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- (イ) 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等に伴う派遣人件費
- (ウ) 扶助費
- (エ) 公債費
- (オ) 平年度化経費
- (カ) 見直し振替要求
- (キ) 「行財政改革推進プラン（案）」において重点取組項目等とした事業のうち財政部が指定するもの
- (ク) 指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、直営施設の委託料振替分、事業所税、補助からの委託化により新たに発生する消費税額
- (ケ) PFI事業
- (コ) 貸付金（まちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）に区分されるものを除く）
- (サ) 損失補償

#### ウ 局マネジメント枠

各局がマネジメント機能を発揮して、自主的に調整する経費であり、次の経費の合計額を局マネジメント枠として設定する。

##### (ア) 「一般事務費」及び「一般事業費（経常）」

###### i 「一般事務費」

法令等に基づく事務の執行に必要な消費的経費（時間外手当や需用費等）のみで構成されている小事業及び施設の運営管理に係る経費（指定管理費も含む）

###### ii 「一般事業費（経常）」

「一般事務費」以外の経常的な経費

上記 i、ii については23年度局配分一般財源額から、以下の合計額を減額して設定。

a 「行財政改革推進プラン（案）」における見直し効果額

b 23年度局配分一般財源から、次に指定する事務的経費に係る節・細節の5%に相

当する額。ただし、23年度局配分一般財源額が5億円に満たない局の削減額は半分とする。

- ・ 時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費（賃金）、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費（その他、食糧費、賄材料費）、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金（団体負担金等を除く）

(4) 「一般事業費（臨時）」及び「まちづくり経費」

i 「一般事業費（臨時）」

「第3次札幌新まちづくり計画（案）」に位置付けられなかった臨時的な事業のうち、24年度に継続する必要がある事業等

ii 「まちづくり経費」

「第3次札幌新まちづくり計画（案）」に位置付けられている新規・レベルアップ以外の事業等

上記 i、ii については、23年度局配分一般財源額より、市有施設の長寿命化に資する維持補修的な経費のうち財政部が指定するものにかかる一般財源額を控除したのから5%に相当する額を減額して設定。

なお、「第3次札幌新まちづくり計画（案）」上、関連事業として市長政策室で事業費の見直しが可能とした事業のうち、財政部が指定するものについては局マネジメント枠から減じる。

(2) 要求にあたっての留意点

ア 新規事業については、終了する時期、もしくは当該事業の効果等について検証したうえで、存廃を判断する時期を設定するものとするので留意すること。

イ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

ウ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、平成21年度の包括外部監査における指摘を踏まえ、法律で定められた補助金以外のすべての補助金に対して、合理的な期間内の終了（見直し）年度を設定すること。

エ 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体改革新方針」（平成21年2月策定）に基づく見直しを継続すること。

なお、指定団体への財政的関与の縮減につながる取組みについて、「札幌市出資団体改革推進本部指導事項」（平成22年2月策定）を踏まえ、各団体との協議のうえ、出

資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。  
オ 国庫支出金による補助等を受けて行う公共事業の見積りにあたっては、国の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、過去の実績等を勘案の上、的確に見積もること。

## 第4 その他

### 1 局マネジメントの推進

各局は、主要事業について政策目的ごとにまとめた「予算要求の概要」の作成にあたっては、事業の内容、成果などが市民にわかりやすく伝わるよう工夫すること。

また、24年度予算編成においては、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある事業や小額の事業については積極的に統合すること。

### 2 区との積極的な連携等

区と本庁事業部局の連携強化により、地域ニーズに応じた「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、区の予算要望システムを活用しながら、既に元気なまちづくり支援事業において類似の事業が実施されているものや、地域が主体的に取り組むことが望ましい事業については、元気なまちづくり支援事業の活用を図るなど区との積極的な連携を図ること。

### 3 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

### 4 予算見積書の作成

24年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて、事業目的や積算根拠等を、より一層わかりやすく記載するとともに、提出期限を遵守すること。

### 5 予算編成日程

24年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

23年	11月	4日	(金)	見積書等提出期限
	12月	19日	(月)	予算説明書関係資料提出期限
24年	1月	中旬		市長査定
24年	1月	下旬		予算案記者発表
	2月	3日	(金)	実行計画書提出期限